

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで

私が A 区又は B 市町村在住の時に、役所の窓口で国民年金への加入を勧められ、その場で加入した。また、窓口では、「国民年金は、大学卒業時に遡って加入することが義務であり、過去の分も併せて保険料を納付するように。」とのことであったため、言われるままに、大学を卒業した翌月の昭和 58 年 4 月に遡って、保険料を納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 区又は B 市町村のいずれかの役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、大学を卒業した翌月の昭和 58 年 4 月に遡って、保険料を納付した。」と主張しているところ、B 市町村における国民年金加入受付簿から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは 62 年 6 月 9 日（実際の加入手続は、62 年 5 月 2 日）であり、58 年 4 月 1 日に遡及して資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、申立人が国民年金の加入手続を行った時点（昭和 62 年 5 月 2 日）では、申立期間については時効により保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人は、遡及して資格を取得した期間のうち、時効に至らない納付可能な期間（申立期間直後の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで）の国民年金保険料を過年度納付（納付日は不明）していることが確認できることから、申立人は、B 市町村において国民年金の加入手続を行い、その時点で時効に至らない納付可能な期間の保険料を納付したものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月1日から同年7月5日まで

私は、A株式会社を退職してから間もなくして、B株式会社に勤務したが、厚生年金保険の記録では、昭和46年7月5日からの加入となっている。同年5月又は同年6月には、同社に勤務していたはずなので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B株式会社における厚生年金保険の加入記録では、資格取得日が昭和46年7月5日となっているが、同年5月又は同年6月には勤務していたはずである。」と主張している。

しかしながら、B株式会社は既に解散しており、当時の事業主は、「資料は残っておらず、当時の担当者も死亡しているため、申立人の勤務開始時期については確認できない。」と述べている上、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人と同時期に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚から聴取したものの、申立人の申立期間における勤務事実について確認できる証言は得られなかった。

また、上記の聴取した同僚のうちの一人は、「私は4月から勤務していたと思うが、厚生年金保険の記録では5月からの加入となっている。」と述べているほか、当時の工場長は、「従業員の出入りが多く、中途採用の場合、最初から厚生年金保険に加入させずに、見習期間のようなものがあつたかもしれない。」と述べている。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 11 日から 48 年 4 月 16 日まで  
申立期間において、私は、近所の知人と一緒に、A株式会社B工場へ出稼ぎに行った。  
当時の給与明細書や雇入条件が確認できる書類等は保管していないが、厚生年金保険に加入していた記憶がある。  
申立期間について、厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において、A株式会社B工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社では、「出稼ぎ労働者の社会保険の適用については、確認できる資料が無いため不明である。」と回答しているところ、同社B工場の元労務担当者は、「当時、出稼ぎ労働者を含めた季節工については、雇用保険にのみ加入させる取扱いとしており、給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と証言している。

また、A株式会社B工場の元社員は、「当時、出稼ぎ労働者等の寮があり、40人から50人ぐらい入居していた。」と述べているところ、同社同工場に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間を含む昭和47年10月から48年4月までの期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に、加入期間からみて出稼ぎ労働者であることがうかがえる者は見当たらない。

さらに、申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する二人についても、申立期間とほぼ一致する、A株式会社B工場での雇用保険の加入記録が確認できるものの、厚生年金保険の加入記録は無く、当該期間について、二人とも国

民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。